

○国立大学法人東北大学男女共同参画委員会規程

平成13年3月19日

規第15号

改正 平成14年4月1日規第26号

平成14年11月19日規第160号

平成16年4月1日規第101号

平成17年4月1日規第56号

平成18年4月26日規第91号

平成18年11月22日規第166号

平成19年4月1日規第59号

平成20年4月22日規第106号

平成20年6月23日規第122号

平成21年3月13日規第12号

平成23年4月28日規第57号

平成26年3月25日規第47号

平成26年4月22日規第64号

平成28年3月22日規第26号

国立大学法人東北大学男女共同参画委員会規程

(設置)

第1条 国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）に、本学における男女共同参画を推進するため、男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 男女共同参画の現状の自己評価及びその公表に関する事項
- 二 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関する事項
- 三 男女共同参画推進センターの組織、人事、予算その他運営に関する重要事項
- 四 その他男女共同参画に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 総長が指名する総長特別補佐
- 三 各研究科及び教育情報学研究部の教授、准教授又は講師 各1人
- 四 各附置研究所（東北アジア研究センターを含む。）の教授、准教授又は講師 各1人
- 五 病院の教授、准教授又は講師 1人
- 六 高度教養教育・学生支援機構の教員 1人
- 七 男女共同参画推進センターの助教
- 八 総務企画部長及び人事企画部長

九 その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 男女いずれか一方の委員の数は、当分の間、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員長は前条第1号に掲げる委員のうちから総長が指名する者をもって充て、副委員長は委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第5条 第3条第1項第3号から第6号まで及び第9号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第6条 第3条第1項第3号から第6号まで及び第9号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(資料の提出その他の協力)

第7条 委員会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、部局の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、部局の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日規第26号改正)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月19日規第160号改正)

この規程は、平成14年11月19日から施行し、改正後の第3条第1項、第4条第1項、第5条及び第6条第1項の規定は、平成14年11月6日から適用する。

附 則 (平成16年4月1日規第101号改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規第56号改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月26日規第91号改正)

1 この規程は、平成18年4月26日から施行し、改正後の第3条第4号及び第5号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

2 この規程施行の際現に改正前の第3条第4号に規定する委員(以下「改正前の委員」という。)

である者は、それぞれ改正後の第3条第4号に規定する委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、改正前の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成18年11月22日規第166号改正）

この規程は、平成18年11月22日に施行し、改正後の第3条第1項、第5条及び第6条第1項の規定は、平成18年11月6日から適用する。

附 則（平成19年4月1日規第59号改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月22日規第106号改正）

この規程は、平成20年4月22日から施行し、改正後の第3条第1項第7号及び第8条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月23日規第122号改正）

- 1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第5号に規定する委員（以下「改正前の委員」という。）である者は、改正後の同号に規定する委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、改正前の委員の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成21年3月13日規第12号改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日規第57号改正）

この規程は、平成23年4月28日から施行し、改正後の第3条第1項第8号の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日規第47号改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日規第64号改正）

この規程は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第3条第7号及び第8条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月22日規第26号改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。